

# 特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパン

## 危機的事項発生時対応規定

### 第1条（目的）

この規定は、特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパン（以下「団体」という）の職員が、危機的事項発生時に、遅滞無く適切に対処するためのガイドラインを定めたものである。

### 第2条（危機的事項）

この規定で想定している危機的事項は日本国内における下記の事項。

- （1）首都圏直下大地震
- （2）その他の全国の大規模災害

### 第3条（基本姿勢）

危機的事項発生時には、本規定にとらわれず、臨機応変を基本姿勢とし、各自の判断で、団体のミッション遂行に全力を尽くこととする。

### 第4条（危機的事項発生時の所在と対応）

発生時の自身の所在	電車動かない	電車動く
事務所	事務所に宿泊	通常どおり
自宅	在宅勤務	通常どおり
その他	避難所へ	通常どおり

### 第5条（首都圏直下大地震発生時の職員の帰宅）

首都圏直下大地震発生時には、職員の安全確保の観点から、東京都の条例に従い、原則的に職員は数日間、事務所に留まる事とする。安全に帰宅できる事が確認されたら、緊急支援事業実施体制を維持しながら帰宅させ、在宅勤務とする。

### 第6条（指揮権の移譲）

危機的事項発生時に、事務局長が、出張中や災害による通信不能で連絡がつかない時、また災害により死傷し、現場の指揮が取れない場合、グループリーダーで最年長のフルタイムの職員が、事務局長に代わり臨時で指揮を執る。

第7条（緊急支援事業の開始）

危機的事項発生時には、迅速に下表の第1段階から緊急支援事業を展開する。

第1段階（1時間以内）	第2段階（24時間以内）	第3段階（72時間以内）
<ul style="list-style-type: none"><li>・安全確保</li><li>・負傷者手当て</li><li>・組織被害把握 （人員・備品・システム）</li><li>・災害情報収集</li><li>・水、食料、下水確保</li><li>・電源確保</li><li>・事務所スペース確保</li><li>・就寝スペース確保</li><li>・車両確保</li><li>・倉庫確保</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・人、物、金の募集開始</li><li>・ER活動 現場連携開始</li><li>・第1陣は現場へ出動</li><li>・広報活動開始</li><li>・システム復旧</li></ul>	ER活動計画・資金計画

附則

本規定は、2014年10月29日より実施する

2025年4月1日改定